

学校給食供給目標の公表について

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第24条の3の2第1項の規定により、下記のとおり、国内産牛乳の学校給食供給目標を定めたので公表する。

令和3年3月31日

農林水産大臣

野上 浩太郎

記

我が国酪農の健全な発展を図るとともに、幼児、児童及び生徒の体位、体力の向上に資するため、小学校、中学校、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校の全ての幼児、児童及び生徒に対し、次の基準により国内産の牛乳を供給することを目標とする。

区分	年間供給日数	1人1日当たりの供給量
小学校児童	195日	200cc
中学校生徒	195日	200cc
夜間定時制高等学校生徒	192日	200cc
特別支援学校幼稚部幼児	195日	200cc
特別支援学校高等部生徒	195日	200cc